

# パワハラ防止法対応！ハラスメント対策のご提案

『労働施策総合推進法』いわゆる『**パワハラ防止法**』がいよいよ施行され、大企業ではパワハラへの防止対策が義務化されました。中小企業については2022年4月1日から義務化となりますが、早目の対応が必要です！

フェアリア社会保険労務士事務所では単なる法令改正に伴う義務の実施だけではなく、**社内改善を目指すための支援**をさせていただきます。

## ■就業規則へハラスメント対策規定の追加

貴社就業規則にハラスメント防止取組義務を満たす、ハラスメント対策規定を追加し、併せて全体的な修正必要箇所のご提案もいたします。 料金：50,000円

## ■従業員さま向けハラスメント対策周知用ツール作成

周知義務の履行のため、貴社のハラスメント防止への決意表明を周知文書が必要になります。データでのお渡しで、朝礼での周知のほか、従業員さまへの配布などにご活用いただけます。 料金：10,000円

## ■ハラスメント防止研修(管理職向け・従業員向け)

職場がハラスメント問題を気軽に話題にできるような風通しの良いものになり、会社と職場一人ひとりに求められる取り組みとハラスメントのない職場づくりへの意識を高めます。 料金：50,000円～(1開催約2時間)

## ■相談窓口サービス：気軽に相談安心ネット

従業員様が当事務所に直接相談が可能な環境をご提供いたします。おひとりおひとりのプライバシーを確保しながら、WEB、電話、面談でのご相談をお受けいたします。  
※料金については当事務所料金表を参照(500円～)

ご要望に合わせたパワハラ対策トータルサポートも承っております。お気軽にお問い合わせください。

※料金には別途消費税が加算されます。

■お問合せ・お申し込みは電話、メール、LINEでお気軽にどうぞ。